

令和3年11月 校長会資料

1	令和4年度給食実施予定について……………	1
2	令和4・5年度鈴鹿市教育研究推進支援事業研究委託校の公募について……………	3
3	令和4年度における公立小・中学校の土曜日の教育活動について……………	4
4	問題行動・いじめの報告について……………	9
5	教職員の交通事故防止について……………	11
6	教職員の綱紀肅正及び服務規律の確保について……………	13

鈴 鹿 市 教 育 委 員 会

令和4年度給食実施予定表(幼稚園・小学校) 案

合計 186 回

4 15 回							5 19 回							6 22 回							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4	
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31					26	27	28	29	30			
7 11 回							8 0 回							9 18 回							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	1	2	3	4	5	6					1	2	3		
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	31				25	26	27	28	29	30		
31																					
10 19 回							11 20 回							12 15 回							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
						1			1	2	3	4	5					1	2	3	
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31	
30	31																				
1 14 回							2 19 回							3 14 回							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4					1	2	3	4
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	5	6	7	8	9	10	11	
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	12	13	14	15	16	17	18	
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	19	20	21	22	23	24	25	
29	30	31					26	27	28					26	27	28	29	30	31		

内が、給食実施日となります。

1年生は、11日から給食を開始。
 幼稚園は、5歳児11日から、4歳児12日から給食を開始。
 3月は、卒業式のため1日実施しない。(表示回数も減らしている。)

 パン予定日	 キッズウィーク休み
 休業日(夏季, 冬季, 学年始・末)	
 祝日及び振替休日	

令和4年度給食実施予定表(中学校) 案

合計 190 回

4 15回							5 19回							6 22回								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
					1	2	1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4		
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11		
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18		
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25		
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31					26	27	28	29	30				
7 12回							8 0回							9 19回								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
						1	2	1	2	3	4	5	6						1	2	3	
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10		
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17		
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24		
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	31				25	26	27	28	29	30			
31																						
10 19回							11 20回							12 16回								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
						1			1	2	3	4	5						1	2	3	
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10		
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17		
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24		
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31		
30	31																					
1 15回							2 19回							3 14回								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
1	2	3	4	5	6	7					1	2	3	4					1	2	3	4
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	5	6	7	8	9	10	11		
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	12	13	14	15	16	17	18		
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	19	20	21	22	23	24	25		
29	30	31					26	27	28					26	27	28	29	30	31			

□内が、給食実施日となります。

3月は、卒業式のため1日実施しない。(表示回数も減らしている。)

□	パン予定日	□	キッズウィーク休み
■	休業日(夏季, 冬季, 学年始・末)		
○	祝日及び振替休日		

鈴教指第1870号

令和3年11月 日

(宛先) 各幼小中学校(園)長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和4・5年度鈴鹿市教育研究推進支援事業研究委託校(鈴鹿市教育研究会研究委託)の公募について

このことについて、研究委託校の公募をしますので、研究委託を希望する学校・園は下記により御報告ください。

記

1 目的

教育を取り巻く環境が大きく変化する中、教育課題は山積している。これら様々な教育課題の解決に向け、研究実践に取り組んでいる学校・園に研究を委託し、その成果を公開し、本市の学校教育の振興に資する。

2 研究委託期間 2年間

3 公募について

(1) 公募対象

幼稚園1園, 小学校2校, 中学校1校

(2) 公募期間

令和3年11月29日(月)～令和4年1月7日(金)

4 発表の形態

第1年次は文書報告, 第2年次は公开发表を原則とする。

5 応募の方法

研究委託を希望する学校・園は, 教育指導課へ申し出る。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 研究G 伊藤 佳代子

TEL 059-382-9056 FAX 059-383-7878 Email: kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

鈴教指第1877号
令和3年11月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和4年度土曜日の教育活動 年間実施計画の提出について (依頼)

このことについて、11月校長会で連絡いたしました関係資料を、下記の通り送付します。
については、学校運営協議会で協議の上、年間計画を立てていただき、計画立案後、随時別紙の提出をお願いします。

なお、年間計画を立てる際には、令和2年1月27日付け三重県教育委員会「公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について」に留意していただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出文書 令和4年度土曜日の教育活動年間実施計画 (別紙)
令和3年度土曜日の教育活動実施報告 (別紙)
- 2 提出期限 令和4年3月4日 (金)
- 3 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課 部署メール
(kyoikushido@city.suzuka.lg.jp)
- 4 送付文書
 - (1) 令和4年度における公立小・中学校の土曜日の教育活動について
 - (2) 令和2年1月27日付け三重県教育委員会 公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について (写)
 - (3) 令和4年度土曜日の教育活動年間実施計画 (別紙)
 - (4) 令和4年度土曜日の教育活動年間実施計画 (別紙) 記入例
 - (5) 令和3年度土曜日の教育活動実施報告 (別紙)

※ (3)(4)(5)は同じファイルです。
- 5 その他
提出後は、各学校ホームページに掲載していただきますようお願いいたします。

【事務担当】
鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 落合
TEL : 059-382-9028
E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

令和4年度における公立小・中学校の土曜日の教育活動について

鈴鹿市教育委員会事務局学校教育課
教育指導課

本市における土曜日の教育活動について、来年度の基本的な方向については、以下のとおりとします。

1 土曜日の教育活動の考え方

- (1) 学校・家庭・地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てる。子どもたちに豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう取組を充実する。
- (2) 地域と連携した体験活動や、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得た取組など、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業、学力補充などを通して「生きる力」をつける。
- (3) 国・県の動向を受け、本市の土曜日の教育活動の内容については、「土曜授業」「土曜の課外授業」「土曜学習」の3つの形態に整理する。
- (4) 学校運営協議会で協議の上、「土曜日の教育活動」を実施することができる。
- (5) 実施内容については、年間実施計画を教育委員会事務局教育指導課へ提出をする。
(令和4年3月4日締切) 提出後は、学校のホームページに掲載する。

2 「土曜授業」について

- (1) 教育課程内の学校教育活動として位置づける。
- (2) 授業は、原則として午前中に行う。給食は実施しない。
- (3) 子どもの振替休日は、設定しない。
- (4) 出席簿は、通常の授業日と同様の扱いとする。(曜日は黒字)
- (5) 土曜日の授業実施に伴う週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であり、土曜日の授業実施に伴う同一週の振替が困難である場合は、土曜日の授業の実施について改めて検討すること。
- (6) オンライン形式で授業を実施する場合には、対象が全員であったとしても、授業時数には含まれない。

3 「土曜の課外授業」について

- (1) 教育課程外の学校教育活動として位置づける。具体的には、希望者を対象として学習等の機会を設けることである。
- (2) 子どもの振替休日は設定せず、出席簿への記入も行わない。
- (3) 勤務時間に応じて教職員の振替を設定する。(振替を設定する場合は、原則として4時間の勤務命令が必要)

4 「土曜学習」について

- (1) 学校以外の者が主体となり、希望者に対して学習等の機会を設ける。教育委員会等（公的）やNPO、PTA、地域の団体等が主催する活動などが該当する。
- (2) 子どもの振替休日は設定せず、出席簿への記入も行わない。
- (3) 教職員の振替は設定しない。

5 その他

平成26年2月26日付け三重県教育委員会通知における「実施に当たっての留意点」を尊重する。

〈土曜日の教育活動について〉

主体が公的なもの(学校・教育委員会)		主体が公的でないもの(NPO等)
③ 教育委員会等の管理下		④ NPO等による 民間活動
教育課程内の学校教育 ①「土曜授業」	教育課程外の学校教育 ②「土曜日の課外授業」	
「土曜学習」		

【 参考 】

2 実施に当たっての留意点

- (1) 子どもや家庭の実態を把握するとともに、学校週5日制の趣旨を踏まえること。また、児童の権利に関する条約を踏まえて児童生徒の負担等に配慮すること。
- (2) 教育指導計画等に位置づけることとし、年度途中で計画を変更して実施・中止・延期する場合には時間的余裕を持って対外的な周知に努めるとともに、速やかに教育委員会事務局へ連絡すること。
- (3) 家庭、地域住民、関係団体等の理解を得ること。また、現在実施されている地域行事、社会教育団体及びスポーツ団体等の行事との調整を図ること。
- (4) 実施時間は、原則として土曜日の半日単位とすること。やむを得ず終日に及ぶ場合は、振替休業日を設けるなど児童生徒の身体的負担に配慮すること。また、家庭の過度な経済的負担にならないよう配慮すること。
- (5) 教職員の時間外労働時間が増加することのないように授業日の勤務体制に配慮すること。また、長期休業期間中に会議や研修等を実施しない期間を設けるなどにより、休暇が取得しやすい体制づくりに努めること。
- (6) 教職員の勤務については、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に基づき週休日の振替等を行うこと。週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であるが、やむを得ない場合には条例等に基づき適切に行うこと。
- (7) 実施状況を検証すること。

【三重県教育委員会「公立小・中学校における土曜日の授業について」平成26年2月26日】

令和2年1月27日

公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について

三重県教育委員会

土曜日等の授業については、平成25年11月29日に学校教育法施行規則の一部が改正されたことをふまえ、県教育委員会としても、平成26年2月26日付「公立小・中学校における土曜日の授業について」（参考）において、公立小・中学校における土曜日の授業についての基本的な考え方や実施に当たっての留意点を取りまとめ、周知しました。これにより、県内の各公立小・中学校等においては、当該通知の内容を踏まえ、市町等教育委員会の主体的な判断のもと、各学校の実情に合わせて、工夫した取組が行われてきたところです。

一方で、本県の教職員の働き方は、月45時間を超える時間外労働者が少なくない状況があり、過重労働の解消に向けた対応が求められています。令和2年4月から時間外労働時間の上限が設定され、今後、教職員の過重労働防止の視点がより一層必要になります。

このような中、土曜日の授業の実施について、地域の活動との調整が困難であることや、同一週における振替の実施率が低く過重労働の要因の一つであるといった指摘をいただいています。

上記の状況を踏まえ、土曜日の授業の実施については、下記の内容に十分ご留意いただき、市町等教育委員会の主体的な判断のもと、適切に対応いただくようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

各学校においては、家庭・地域住民等との連携のもと、子どもたちに「自立する力」と「共に生きる力」を育むことを目的として、子どもたちの教育環境の充実を図るための方策の一つとして、児童生徒の振替休業日を設けずに、土曜日に教育課程に位置づける授業を実施できるものとする。

〔内容〕

- 家庭、地域住民、大学、企業等との連携による授業
 - ・ 地域住民、卒業生等の外部人材の協力を得て実施する授業
 - ・ 総合的な学習の時間等における校外学習や体験活動 等
- 家庭、地域住民等への公開授業
 - ・ 公開を前提とした確かな学力・体力等の定着を図る授業 等

2 実施に当たっての留意点

- (1) 子どもや家庭の実態を把握するとともに、学校週5日制の趣旨を踏まえること。また、児童の権利に関する条約を踏まえて児童生徒の負担等に配慮すること。
- (2) 教育指導計画等に位置づけることとし、年度途中で計画を変更して実施する場合には、時間的余裕を持って対外的な周知に努めること。
- (3) 家庭、地域住民、関係団体等の理解を得ること。また、現在実施されている地域行事、社会教育団体及びスポーツ団体等の行事との調整を図ること。
- (4) 実施時間は、原則として土曜日の半日単位とすること。やむを得ず終日に及ぶ場合は、振替休日を設けるなど児童生徒の身体的負担に配慮すること。また、家庭の過度な経済的負担にならないよう配慮すること。
- (5) 土曜日の授業実施に伴う週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であり、土曜日の授業実施に伴う同一週の振替が困難である場合は、土曜日の授業の実施について改めて検討すること。
- (6) 実施状況を検証すること。

I いじめや暴力行為等，問題行動への迅速な対応について

(1) 事案の認知から初動対応までの注意事項

①事案の認知について

- ア 認知した職員は，把握した事実関係を管理職に速報すること。
- イ 事実の究明，確認と証拠の収集保全に万全を期すること。
- ウ 被害者に対する対応は慎重に行うこと。
- エ けがをしている場合には，治療を最優先すること。

②管理職による初動対応の指揮について

- ア 教職員から速報を受理した管理職は当該事案の内容を知り，初動対応すべき教職員を選定の上，速やかに情報を共有すること。
- イ 児童生徒の身体に対する被害や所有物等に対する損壊については，可能な限り速やかに負傷部位，損壊状況を写真に撮るなどし，証拠保全を図ること。
- ウ 管理職は，情報共有後，初動対応に従事する教職員に対し，取るべき措置（任務分担）について，個別具体的に指示し，必ず結果報告を求めること。

③初動対応に従事する教職員について

- ア 管理職から指示された措置について，組織的な対応を迅速に行い，途中経過等も報告・連絡・相談を怠らないこと。
- イ 指示を受けた教職員は，管理職から指示されたとるべき措置についての具体的な内容ととった措置の結果を必ず備考録に記載し，のちに証拠化（報告書の作成等）を図ること。
- ウ 事案に認知後における保護者への連絡は，児童・生徒よりも先んじること。

事案発生

事実関係の把握，確認・証拠保全，被害者への対応（治療の最優先）

速報，報告

《管理職への報告》
当該事案の把握，教職員の選定・招集

教育支援課への一報

例：いじめにつながるような事案が発生した場合

→ 「いじめ問題対策委員会」を招集。

校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，生徒指導担当，人権担当，各学年主任，当該学年全担任，特別支援C0 など

※いじめとして積極的に認知し，対応していく方針を伝え，具体的な初動対応を協議の上，各職員に指示（任務分担）する。

被害児童(生徒)への聞き取り

加害児童(生徒)への聴取・指導

加害児童(生徒)への聴取・指導

周囲にいた児童(生徒)への聴取・指導

再度，委員会を招集，それぞれの対応・措置の結果を報告，連絡し情報を共有。さらに必要な対応があれば，協議の上，各教職員に指示。
(解決が見られるまで，組織的な対応を繰り返す必要がある。)

保護者への連絡

(特に被害児童・生徒の)保護者への連絡は，児童・生徒よりも先んじること。(指導が終わってからの報告が望ましいが，児童，生徒が帰宅し報告する前に学校側から報告，指導内容の説明を行うべきである。)

《 報告内容 》

○客観的な証拠による事実関係，ケガの有無，学校の取った措置，指導の経過，今後の対応方針 など

各教職員が備忘録に記載しておくこと。証拠化するため，後に報告書にまとめ，管理職に提出することが望ましい。

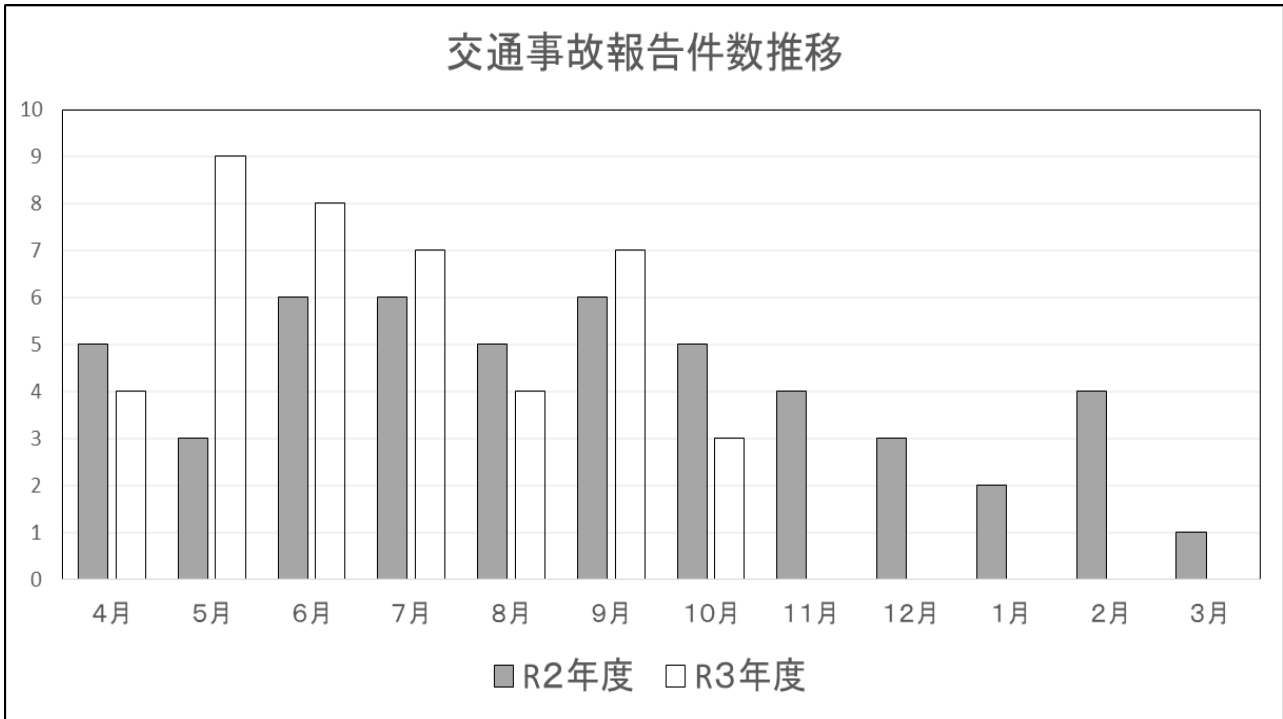
教育支援課への続報

【事故報告書の提出】

全ての措置が完了した後，速やかに提出すること。その際，右肩に記載する「発出日」と，教育支援課の「収受日」に，大きな隔たりが無いようにすること。

教職員の交通事故・違反防止について

◆ 令和3年4月1日～令和3年10月31日の状況



42件(前年度比 +6件) 10月31日現在

加害 29件(双方含む)

人身 3件

出退勤途上 15件 交差点 16件

※令和3年10月31日現在との比較

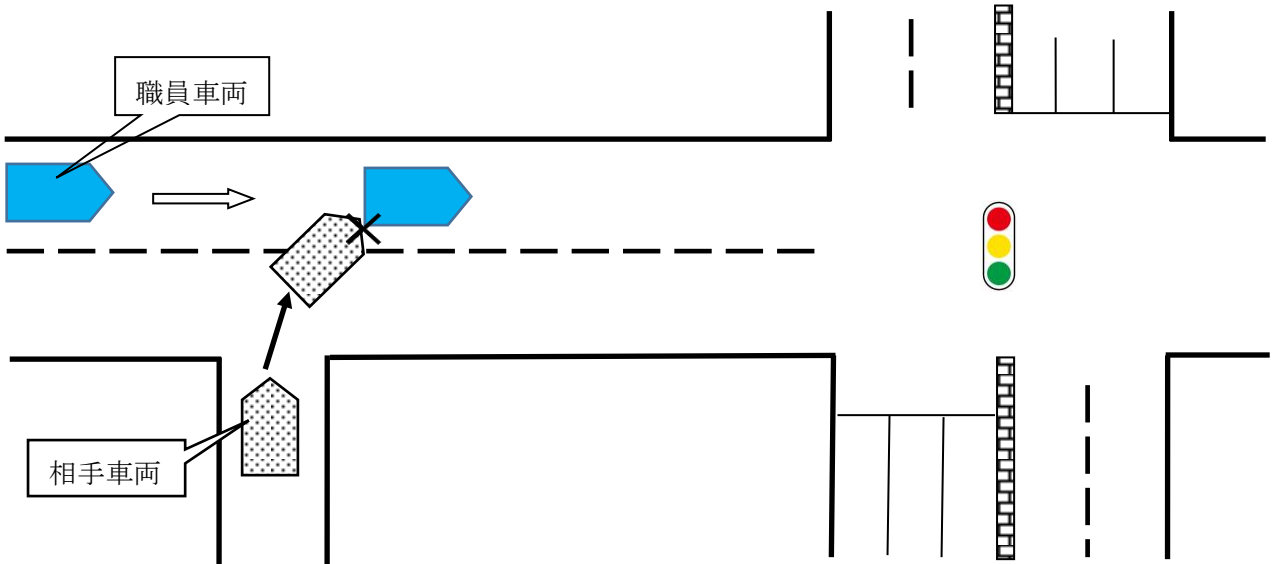
◆ 状況・傾向

令和3年10月31日現在の交通事故発生件数は42件で、内29件が加害事故となっており、昨年度10月31日現在と比較すると発生件数は6件増加しております。10月以降の事故発生件数は3件で、出退勤途上での事故が多くなっております。全国的にこの時期は、日没時間と重なる17時から19時台に事故が多発しており、周囲の視界が徐々に悪くなるため、速度を落として、周囲の交通状況に一層注意して慎重な運転を心掛けてください。

12月1日から10日まで年末の交通安全県民運動が始まる、この機会に今一度交通安全に対する意識を高め、交差点での左右の確認を入念に行い、いつもよりゆとりをもった運転を心がけるよう注意喚起をお願いいたします。

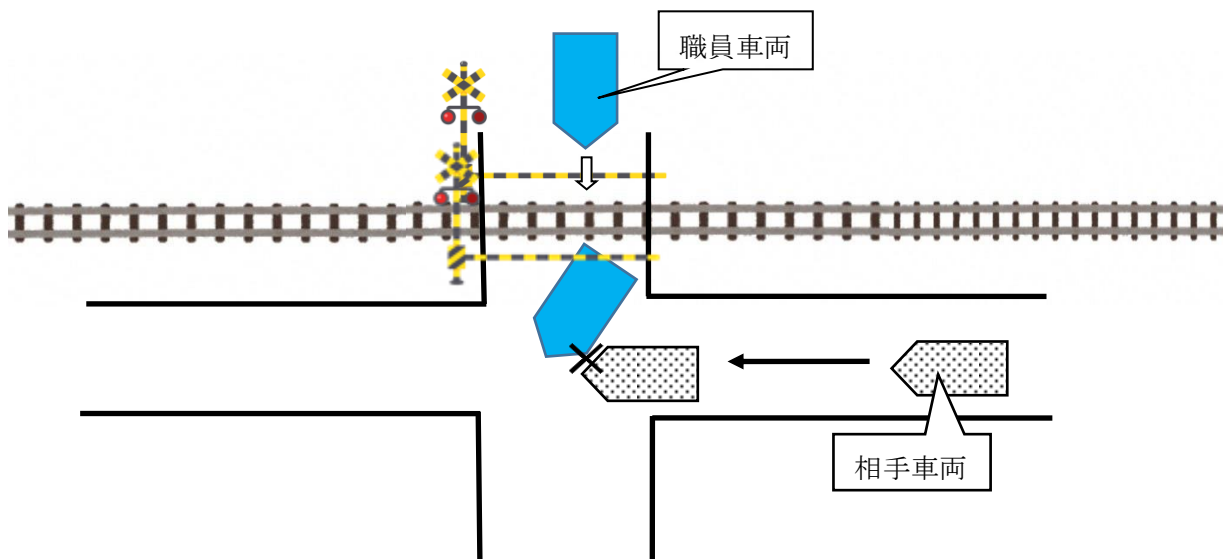
(事例1) 交差点手前において、赤信号のため減速したところ、脇道より出てきた相手方車両と職員車両の後方右側が接触した。

→ 職員が周囲の安全確認をしっかりと行い運転していれば防ぐことができたと考えられる。



(事例2) 部活指導後の帰宅途中、踏切を変えたすぐにある信号のない十字路を右折しようとした際、北側から直進してきた相手車両と衝突した。

→ 職員が一旦停止し左右の安全確認を行っていれば、防ぐことができたと考えられる。



各市町等教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 様

三重県教育委員会教育長

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

このことについては、学校教育に対する県民の関心がますます高まる中、かねてから注意を喚起し、貴職におかれても格段の配慮をいただいているところです。

しかしながら、令和2年度は、わいせつ行為や窃盗、交通事故や不適切な言動により懲戒処分とした事案が8件発生し、公教育への信頼を大きく失することとなり、これまで積み上げてきた教育への信頼が根底から揺らぐ危機的状況にあります。

県教育委員会では、こうした事案を厳粛に受け止め、令和3年3月にとりまとめた「不祥事根絶に向けた対応策」を基に、学校と共に不祥事の根絶と信頼回復に全力で取り組んでいるところです。

日ごろから、教職員が労を惜しまず児童生徒のために職責を遂行していたとしても、たった一件の不祥事が発生することにより、これまで積み重ねてきた学校教育への信頼は大きく損なわれてしまいます。教職員一人ひとりには、不祥事を自分事として捉え、自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律するとともに、自分の周囲から不祥事を出さないという強い決意の下、主体的に取り組むことが大切です。

夏季休業期間を迎えるにあたり、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について、一層の注意を払われるよう通知します。県立学校においては、下記事項を教職員一人ひとりが十分認識したうえで、コンプライアンスの推進と不祥事の根絶につなげてください。

市町等教育委員会にあっては、これらのことを所管の校長に周知し、その趣旨の徹底と適切な指導を図られるようお願いいたします。

記

1 わいせつ行為等の根絶について

児童生徒の成長に直接関わる教職員による盗撮等を含むわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等は、あってはならないことである。児童生徒に対しては、子どもたちの心に傷をつけ自尊心を損なうものであり、程度にかかわらず断じて許されないことを教職員一人ひとりが再認識するよう、わいせつ行為等の根絶に万全を期すこと。

国においては、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立し、教育職員等の責務等が規定されたことを踏まえ、教職員としての倫理を保持し、児童生徒性暴力等の防止に努めること。

児童生徒との職務に関係のない私的なSNS等によるやりとりが、わいせつ事案の発端となる場合があることから、改めて各学校において適切な取扱いを徹底すること。さらに、他の教職員の目が行き届きにくい空間で児童生徒と1対1で対応している状況もわいせつ事案のきっかけとなる場合があることから、密室状態を回避するように努めるとともに、個別での対応を避けるなど不祥事の発生につながらないよう防止策を講ずること。

なお、県教育委員会においては、一部改正された「懲戒処分の指針」に則り、わいせつ事案には、厳格な処分を講じていくこととする。

- ・ 令和元年7月11日付け

「教職員と生徒・保護者とのSNS等の使用に係る適切な取扱いについて」〈教職員課〉

- ・ 令和2年9月15日付け「懲戒処分の指針」の一部改正について」〈教職員課〉

2 体罰等の禁止について

体罰は、学校教育法において禁止される違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決への志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないものである。

また、教職員の不適切な発言により児童生徒の心情を著しく傷つける事案が発生している。こうした児童生徒の人権を侵害する発言は断じて許されないものであることから、児童生徒の指導に当たっては、児童生徒の特性、置かれた状況、背景に配慮すること。

各学校においては、担当課からの資料等を活用して、教職員の指導に対して児童生徒が素直に耳を傾けるような関係づくりに努めるとともに、指導が難しい状況にあっても、毅然とした粘り強い指導を進めていけるような生徒指導体制を構築していくこと。

なお、これまで厳しい指導の名の下で、或いは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を看過してこなかったかを検証し、体罰等を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰や不適切な発言の防止に関する取組の強化を図ること。

さらに、昨年度、教職員が自分の子どもに対して暴行を行い、傷害を負わせたことにより、懲役の判決を受け失職する事案が発生した。例え、親権を有する自分の子どものしつけであっても、体罰が禁止されていることを理解し、あらゆる暴力を排除すること。

- ・ 令和2年11月20日付け「職員の綱紀粛正について」〈教職員課〉
- ・ 令和3年4月23日付け「体罰の根絶に向けた取組の徹底について」
〈子ども安全対策監、教職員課、生徒指導課、保健体育課〉
- ・ 令和3年3月11日付け「不祥事根絶に向けた対応策について」〈教職員課〉

3 飲酒運転の根絶と交通事故の防止について

交通事故の防止については、県全体で取り組んでいるところであり、7月11日から7月20日までは夏の交通安全県民運動期間とし、飲酒運転の根絶等を運動の重点として、交通事故防止の徹底を図っていくこととしている。

飲酒運転は犯罪であり、一人ひとりが飲酒運転0（ゼロ）をめざす決意を新たに、飲酒運転の根絶を図ること。なお、処分まで至らないものも含め、漫然運転による事故が発生していることから、慣れに頼った運転や思い込みによる運転をしていないかなど、自分の運転一つひとつを見直し、安全運転に努めること。

県教育委員会においては、交通事故の防止を一層徹底するとともに、重大な交通法令違反者には、厳正に対処していくこととする。

また、児童生徒に対して範を示すべき立場にある教職員として、交通安全に関する意識を高め、交通法令を遵守することはもちろんであるが、万一交通事故を起こした場合には、適切な事後処置を講ずること。

4 部活動等の指導における安全確保について

これからの時期は、部活動等の活動が活発に行われる時期でもあり、部活動における安全確保と事故防止に十分注意を払うこと。

また、児童生徒の健康・安全管理に十分留意し、児童生徒の心身の状況に即した指導を計画的に実施するとともに、校外で活動する際は、交通事故防止も含め、安全確保に十分注意すること。さらに、運動場・体育館等が安全に配慮して使用されているか、施設・設備、用具・器具が整備されているか留意すること。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、近距離で組み合わせることが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動など感染リ

スクの高い活動等を制限するとともに、車座になって飲み物を飲みながら会話することを防ぐなど、部活動に付随する場面での対策を徹底すること。なお、部活動の実施に当たっては、担当課からの通知を参考に、指導を徹底すること。

- ・ 令和3年3月29日付け

「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改訂について」

＜高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、教職員課＞

5 時間外労働時間の上限の遵守と勤務時間の適正管理について

教職員の業務負担軽減を図り、より効果的な教育を持続的に行うため、学校における働き方改革を一層推進する必要がある。管理職は、引き続き「定時退校日の設定」、「部活動休業日の設定」、「会議時間の短縮」の3つの取組を着実に推進するとともに、学校行事の精選やスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材を積極的に活用し、教育の充実及び業務の削減に取り組むなど、全ての教職員の時間外労働時間の上限が遵守されるように努めること。

なお、公務員には職務専念義務があり、夏季休業中においても異なる取扱いを受けるものではないため、夏季休業中の勤務日における勤務態様について、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

- ・ 令和3年3月19日付け「学校における働き方改革の推進について」＜教職員課＞

- ・ 令和2年12月2日付け

「長期休業中において県教育委員会が主催する会議や研修等を実施しない期間の設定及び学校閉校日の設定について」＜教職員課＞

6 教育活動中の飲酒等の禁止について

教職員は、教育活動中はもとより、引率する児童生徒を管理すべき夜間等においても、飲酒等、保護者や県民の教育に対する信用を失墜する行為は、厳に慎むこと。また、同席する教職員が、他の教職員のかかる行為を制止しないことについても同様である。

7 公金等の適切な管理について

学校徴収金や各種委託金をはじめ、教職員が様々な場面で現金を扱う場合があるが、各学校においては、できる限り現金を直接扱わない方策を講ずること。また、現金を直接扱わずを得ない場合にあつては、遅滞なく金融機関に入金する等、手元での保管期間を極力短くすること。また、各所属において改めて通帳・印鑑の管理、出入金手続き、収支に係る点検体制を確認し、一層の厳正な管理に努めること。

これまでにも、管理職による旅費の不正受給事案があったことを受け、出張及び旅費についても適正な手続きと厳正な管理に努めること。

8 個人情報及び公文書等の管理の徹底について

各学校においては、特に児童生徒の個人情報にかかる書類・電子データ等、外部に流出してはならない公文書等は施錠できる場所に保管し、校外へ持ち出さないよう意識の共有を図ること。やむを得ず校舎外に持ち出す必要がある場合には、所属長の許可を得るよう義務づけるとともに、これらの書類については、自動車内等、盗難の恐れのある場所や他人の目に触れる場所には絶対に放置しないよう取扱いには細心の注意を払うこと。

また、個人情報を送付する場合は、宛名と封筒の中身に誤りがないかを、メール送信時には、添付文書等に個人情報が含まれていないかなどを、複数の者で確認する等、誤送付を防ぐための点検体制を構築すること。

加えて、不要となった個人情報を含む書類や電子データ等は速やかに廃棄する

ことを含め、児童生徒に関する情報や書類等の具体的な管理方法やルールを全職員が理解し、より一層安全で強固な管理体制を確立すること。

- ・ 令和3年6月14日付け「個人情報等の適正管理の徹底について」
＜小中学校教育課、学校防災推進監＞
- ・ 「教務手帳等の個人情報記載文書の適正管理について」
(令和3年4月 令和3年度県立学校長・事務長会議配布資料)

9 あらゆるハラスメントの防止について

あらゆるハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、その能力の適切な発揮を妨げる要因となるとともに、職員間のコミュニケーションが滞るなど、仕事を進めるにあたっての重大な支障となり得るため、職員一人ひとりが、お互いの人格を尊重する働きやすい職場となるよう、普段からコミュニケーションを大切にし、風通しのよい職場づくりをこころがけること。

- ・ 令和2年9月15日付け
「ハラスメントの防止等に関する基本方針等の作成（見直し）について」＜教職員課＞

10 営利企業等への従事制限・兼職及び事業等への従事等について

公務員には営利企業等への従事制限が法で定められており、兼職及び事業等への従事には任命権者（県費負担教職員の場合は市町等教育委員会）へ届け出て許可を受ける必要があることを周知し、教職員の管理監督に努め、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

なお、短時間勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限から除外されているところであるが、従事する場合は、あらかじめ校長に届け出る必要がある。

11 会食、遊戯等について

民間業者、保護者、国や他の地方公共団体職員及びその他の教育関係者等、職務上利害関係のある者との会食や遊戯、贈答品の授受等、県民の疑惑を招く恐れのある行為は厳に慎み、常に公私の区別を明確にし、県民の不信を招くことのないようにすること。

○ 令和2年度の状況

① 懲戒処分件数・被処分者数 8件・8人

② 体罰発生件数・対象教員数
1件・1人

公立小中学校	県立学校
0件・0人	1件・1人

③ 交通事故発生件数

	公立小中学校	県立学校
公務時の人身事故、物件事故（自損を除く）	15件	12件
通勤時の人身事故	14件	14件
私用時の人身事故（自損を除く）	10件	4件
計	39件	30件

教職員課：県立学校人事班 電話 059-224-2956 小中学校人事班 電話 059-224-2958